いる。

ところでこの法律行為の要素ついて判例は、

主観的重要

の違いしかなく、結論には差は生じないとの指摘がされて

契約類型と動機錯誤

オーストリア一般民法典第九○一条を参考に−

はじめに

性

堀

Ш

信

には、 立ちつつ、 成の違いにもかかわらず、両者の間には、 う一元説が多数となっている。ただし、こうした理論的構 せず、その錯誤が要素の錯誤に当たるか否かを直接的に問 である、とする。これに対して学説は、今日、両者を区別 無を判断することなく法律行為の要素の判断を行うか否か 判例 動機が表示されて法律行為の内容となることが必要 は 前者が法律行為の要素の錯誤と認められるため 動機錯誤と表示行為の錯誤を区別する二元説に 動機の表示の有

> がなされている。 うかという狭義の動機」の有無が判断基準となるとの指摘 観的要件)、後者においては、「無償の契約を締結したかど 価性の欠如(客観的要件)と意思と真意の齟齬の不知(主 取引」と「非等価的財産取引」に分け、前者においては等 との主張がなされた。そして今日では取引を「等価的財産 ら判断してきた。これに関して学説では、これを契約類型 に応じて検討し、より具体的な基準を引き出すべきである (あるいは因果性)と客観的重要性という二つの観点か

断基準との関係に関する研究は多くない。しかし、ここにしかし、こうした錯誤対象の確定の理論的根拠とその判 また等価性の欠如というファクターが判断基準となる必然 は有償契約においてはどのような錯誤が顧慮されるのか、

性はあるのかどうか、ここでの「等価性」とはどのような

償契約でもどのような錯誤が顧慮の対象となるか、その理 論的根拠と判断基準はいかなるものか、と言った問題があ ものを意味するか、といった問題がある。これに対して無

る。 議論することが認められるとしても、はたして全ての契約 し仮に上のように動機錯誤を有償契約と無償契約に分けて れるか明らかにする必要があるだろう。そしてさらに、 にこれから検討するような理論ないし判断基準がストレー - に適用できるかどうか問題となる。 そしてその際には、 有償契約との違いがどのように現 6

筆者注)が適用される。

記の問題への示唆を得ることを目的とする。 に分け、それぞれ異なった扱いをしている。そこで本稿で は、このABGB第九○一条をめぐる議論を検討しつつ上 ABGB)第九○一条は、動機錯誤を有償契約と無償契約 これらの問題について、 オーストリア一般民法典 災下

ABGB第九〇一条

ではまず第九○一条から紹介しておこう。 第九〇一条の内容

同条は次のよ

つまり、

有償契約では、

動機が条件とされない限り顧慮さ

れないのに対し、無償契約では動機が条件とならなくても

うに規定している。

第九〇一条

場合には、遺言における諸規定(第五七○条─第五七二条 有償契約の効力に影響を及ぼさない。 と同様にみなされる。 となした場合には、 当事者がその同意の動機ないし最終目的を明らかに条件 その動機または最終目的は、 その他の場合には、この種の表明は ただし、 無償契約の 他の条件

二文では、有償契約においては、動機が表示されていたと 消すことができるとする第五七二条の準用を定めている。 誤は共に動機の錯誤にあたるが、それぞれ他に規定が存在 る。なお有償契約における目的物の性質や価値に関する錯 しても条件とならなければ顧慮されないことが規定さてい 第九○一条は第一文では、動機が条件となりうること、 一二年に始まったABGB部分改正でも変更されなかった。 の この規定は一八一一年のABGB制定以来存在し、一九 取消が認められている。第三文では無償契約締結の唯 動機に誤りがあることを証明した場合には、 契約を取

当する理由を、当事者が直接的交換価値である交換対象だ

けを考慮に入れているのであり、個人的目的については考

えば買主が「馬が病気に罹りもう治る見込みがないので、

慮に入れていないからである、

としている。

したがって例

顧慮される。

て発生しているか否か、という区別だからである。 (8) 質的錯誤という区別と、行為錯誤(Geschäftirrtum)と 動機錯誤という区別はレベルが異なる。というのも前者の 動機錯誤という区別はレベルが異なる。というのも前者の なお第八七一条と第八七二条における本質的錯誤と非本

2. 第九〇一条に関する立法当時の理解

1

ツァイラーの見解

を明らかにしている。 立法者ツァイラーは彼のコンメンタールの中で同条の趣旨 第九○一条の起草過程では規定の趣旨説明は無かったが、

も顧慮されない、とする。そしてこの原則が有償契約に妥動機に分け、②については動機の誤りが証明されたとしてまず彼は動機を①明示され条件となったものと②隠れた(2)

らず、契約に影響を与えることは無い。(1)の支払いであり、その背後にある動機は、契約の対象となの支払いであり、ここでの契約の対象は馬の引渡しと代金馬の病気が治ったことを理由に後日契約を取消すことはで新しく馬を買いたい」と馬主にその動機を述べたとしても、

礎」の誤りを証明した場合には、取消を認めるべきである(型) 知慮される。ツァイラーはその理由を、無償契約も終意処 規としているからであるとする(この「意思基礎」とは意 思表示をした原因や理由であり、今日に言う狭義の動機に にいるからであるとする(この「意思基礎」とは意 思表示をした原因や理由であり、今日に言う狭義の動機に にいるからであるとする(この「意思基礎」とは意 思表示をした原因や理由であり、今日に言う狭義の動機に にいるがらであるとする(この「意思基礎」とは意 思表示をした原因や理由であり、今日に言う狭義の動機に にいるがら、誤った動機が唯一の理由となり契約 が締結されたということを証明した場合には、取消を認めるべきである

(2) 問題点

としている。

したがって、顧慮されるべき錯誤対象に動機錯誤は含まれる以上、これについて錯誤があれば契約は取り消される。契約においては反対給付の獲得そのものが契約の原因であら顧慮されるべき錯誤対象を引き出している。つまり有償ら顧慮されるべき錯誤対象を引き出している。つまり有償このようにツァイラーは、有償契約と無償契約の違いか

79

の処理をいかにすべきか問題となる。

しかし当然の前提としていた観念に誤りが生じていた場合

償契約に関しては、

当事者が明確に条件とはしなかったが、

よう。

が契約の原因となることから、 これに対して、 しかしここには次のような問題も存在する。 行為錯誤の場合にのみ取消が認められることとなる。 無償契約の場合には無償給付の決定的動機 動機が顧慮の対象となる。 はじめに有

させたが、そこで第二の問題として、契約類型に従い動機 実の同意とみなす権利を有する」という信頼原理へと発展 が顧慮されるべきか否かを判断するという考え方と、 自然法学の理論を、 次にツァイラーは 一諾約者は、 「錯誤は錯誤者を害する」という後期 約束者の明示の同意を真 同意

の真正性に対する期待を保護する信頼原理(第八七一

条

との関係はどのように理解されるべきか問題となる。 か、という点が問題となる。以下、順に見ていくことにし るとすると、 反対給付の無いものの中で、 対給付の無いものは全て無償契約と呼べるかどうか、 されているが、この区別は絶対的なものかどうか、 後に第九〇一条では有償契約と無償契約の区別が それに対して第九〇一条第三文は適用される 無償契約と呼べないものがあ 特に反 もし (重視

Ξ 対価の存否と動機錯誤

1. 有償契約

(1) 行為基礎論の導入

が有償契約における動機錯誤の無顧慮をうたっているにも よって基礎付けようと試みた。まずピスコは、 ピ スコは、ドイツの行為基礎論を第九〇一条の解釈に

たがって、契約締結時におけるその不存在や契約締結後の 九〇一条第二文の「表示されたとしても顧慮されない動 ている、と指摘する。そしてこれらの規定の趣旨から、第 第九四七条以下のように、 かかわらず、第九三六条、第一○五二条、第一一七○a条 ができなくなるような契約の客観的基礎であるとする。し 必要とされ、 対して、 人的動機が主観的で外部から認識できないものであるのに に限定して解釈すべきであると主張した。 機」という文言を「個人的動機(individuelle Motive)」 に典型的な前提(typische Voraussetzung)」が顧慮され 契約類型に典型な前提は、 それが消滅すればもはや契約を維持すること いくつかの規定では 契約の意味や目的 そして、この個 第九〇一条 「契約類型 から

こう。有償契約において一般的に個人的動機とされるもの

契約締結時における目的物の経済的評価や見込みの誤

次にどのような場合が個人的動機とみなされるか見てお

は自動販売機の売買について、売り上げの見込みは単なる

(価値錯誤 Wertirrtum)

がある。これに関して判例で

情を予見しえた場合には取消可能性は認められない。(88) 能性を来たすことになる、とする。 不達成あるいは変化は、第九〇一条によって行為の取消可 なお当然、こうした事

こうした理論を判例も支持した。

おける明確な言及を期待することができなかった、 とされていなかったとしても、契約当事者が、その契約に そして「そのような事実の脱落は、その存在が明示の条件 の脱落を定めていないことを「明らかな法の欠缺」とする。 (JBI 1960, 187) 提となっているか否かが争われた事件で OGH 23.9.1959 う契約において、原告の娘と被告の婚姻の継続が契約の前 も契約内容とみなすことができる、ということを基礎付け 自明な事柄について当事者の明確な合意がなかったとして は

る」と述べている。 に売却しその代金を原告が終身定期金として受け取るとい まず第九○一条がこうした行為基礎 相続財産を原告が被告 つまり、

得られなかった」ということに関しては、 あるが、「収益そのものはあったが、 ること」そのものは、当事者双方が前提としている観念で れによって収益を得ることにあり、 145))° 動機の錯誤にすぎないとした(OGH 23.1.1975 つまり、 たしかに自動販売機を設置する理由はそ その点では「収益を得 思ったほどの収益 単なる個人的動 (JBI 1976,

機とされている。 2 有償契約における客観的等価性の欠如と動機錯

①有償契約の成立と等価性

ない。 するためには、 客観的等価性の欠如は生ずるが、 み取り消しが認められることとなる。 なっている客観的基礎 関係を構成する契約の目的物と原因関係の当然の前提と 要求されていないことに基づく。 の錯誤とされるのは、 にも客観的にも) このように、 なぜならば、 出捐間に原因関係があればよく、(主観的 契約締結時における価値錯誤が単なる動機 等価性は要求されない。ここから、 契約の客観的基礎や目的物自体の認識 有償契約の成立において、 (行為基礎) つまり、 原因関係には影響を与え に錯誤がある場合に ここで価値錯誤は、 有償契約が成立 等価性が

ているに過ぎないからである。 に誤りが無く、ただその経済的評価が一般的評価からず

の無顧慮のみが導き出される結果となる。 このように有償契約の本質からは、原則的には動機錯誤

②客観的等価性の欠如と動機錯誤

「要件」 としての客観的等価性

では錯誤より生じ

とができると述べている。(25) ビドリンスキーが、当事者の一方にとって契約内容が著し 任に関する第九二二条の「通常有する性質」と同視するこ 弱者保護の観点から説明した。彼の後の世代のヴィニヴァ 均衡が存在すれば、 規定がおかれており、 ル きる。この規定の根拠をツァイラーは、 れに関しては、 た客観的等価性の欠如は何の意義も有しないだろうか。 ターは、売買契約における代金額は、 第九三四条に莫大損害 錯誤者は契約の取消を求めることがで 給付と反対給付の間に二倍以上に不 また比較的近時ではペーター (laesio enormis) 錯誤者の保護と、 売主の瑕疵担保責 ح

害の根拠を説明するのが一般的であるが、成功しているか

とする。このように、

オーストリアでは錯誤論から莫大指

と接近し、単なる動機錯誤である価値錯誤も顧慮される、

く重い負担となっている場合には、

当該契約が無償契約へ

は疑わしい。

ń

がって、莫大損害は確かに錯誤と重なる部分を有するが、 というレベルで意思瑕疵が問題となるにすぎない。 が契約締結時に当事者において認識されていたかどうか、 規定では必要とされていない。 が、 では目的物の性質・同一性錯誤や価値錯誤から発生しうる 両者の関係は対等なものではない。 的内容規制と意思瑕疵の結合関係が見られるが、そこでの ことができないと指摘している。 (28)づく契約内容の客観的審査を意思瑕疵から厳格に分離する る。ここからフランツ・ビドリンスキーは、 第九三五条は、 であるということができる。これに対して第一二六八条や 均衡から当事者に価値錯誤が存在するとの推定を行う規定 付不均衡から直ちに取消を帰結するのではなく、重大な不 が存在する場合には認められない。つまりこの規定は、 着に基づく不利な契約の甘受(第九三五条)といった事情 条)や、不均衡部分の贈与 この莫大損害に基づく取消は、 そうした不均衡を生じさせた錯誤類型の特定は、 相手方による反証可能性を定めた規定であ (混合贈与)あるいは特別な愛 つまり、 確かに莫大損害には客観 射倖契約 給付不均衡は有償契約 給付不均衡の発生 莫大損害に基 (第一二六八 した

錯誤とは別の意義を有する制度であると言える。

判断要素」としての客観的等価性

これに対して、

ない。 行為基礎の脱落の際に契約を維持することが当事者にとっる見解がある。これは契約を維持することが当事者にとって過度の負担となり信義則に反する結果となるかどうかを判定する上での重要な要素の一つである。したがって、莫判にある。これは契約を維持することが当事者にとった損害のような客観的内容規制の要件としての意義は有しない。

(3) 小抵

そして有償契約の成立にとって等価性がいかなる意味にお新たな理論構成を必要としたことは先に見たとおりである。顧慮を加えるには、有償契約の本質からだけではなく更には錯誤の判断対象とはなりえなかった。ここに行為基礎の以上のように第九〇一条では、有償契約の本質から動機

た形での)内容規制の要件である、ということも確認した。誤の顧慮にとっての要件ではなく、(意思瑕疵と結びついした。他方上で見たように客観的等価性の欠如は、動機錯欠如は主観的にも客観的にも要件とはならないことも確認

いても要求されないことから、錯誤論においても等価性の

では次に第二の問題についてみていこう。

2. 無償契約

はいたされている第五七二条の要まず第九〇一条第三文で準用されている第五七二条の要件をもう一度確認しておく。同条では誤った動機が行為の件をもう一度確認しておく。同条では誤った動機が行為の件をもう一度確認しておく。同条では誤った動機が行為の件をもう一度確認しておく。同条では誤った動機が行為の件をもう一度確認しておく。同条では誤った動機が行為の件をもう一度確認しておく。同条では誤った動機が行為の件をもう一度確認しておる。

識可能性を要求している第八七一条と九〇一条第三文の関では有償契約と無償契約を分けることなく、相手方の認するだけでは十分ではないとされている。

(1) 判例

係はどのように理解されるだろうか。

ていたならば、この動機は贈与の取消を正当化するが、そのGH は、「原告が贈与にとっての動機を契約の前提とした事件がある(OGH 5.2.1975(EvBl 1975/246))。その際た事件がある(OGH 5.2.1975(EvBl 1975/246))。その際た事件がある(OGH 5.2.1975(EvBl 1975/246))。その際の日に原告の土地に被告の持分権を無償で設定したが、後に離ばした。

契約の取消を認めた。 (3) 可能性は無償契約における動機錯誤取消の要件とはされて ている必要はない」とし、第九〇一条第三文に基づき当該 他方の当事者はこのことを認識し、 このように判例では、 あるいは承諾し 相手方の認識

2

いない。

説となっている。 的にも矛盾が生ずる。こうした点からもこの見解は今日通 動機を顧慮しつつ相手方の信頼の保護も要求するのは理論 が必然的に顧慮に入るからであるとする。そもそも個人的 (36)約においては、対価関係が存在せず、対価関係以外の状況 理論はここでは妥当しないとする。その理由として無償契 (35) における動機錯誤には純粋な意思理論のみが妥当し、 この無償契約における動機錯誤と信頼原理の関係につい エーレンツヴァイクやクシュニッツァー は 無償契約 信頼

めぐる議論

3.

「非有償行為

1 「非有償行為」

①内容

れることの二点を指摘している。 性質を有するか否かの判断は当事者の意思を基準に判断 よって判断されること、また為された出捐が対価としての クシュニッツァーは有償・無償の区別は対価の存否に

この概念について「有償・無償のいずれにも該当しない」 保行為(Pfand,Bürgschaft)、 5. 身分法上の行為や義務、3. と呼んでいる。 という消極的な定義を与えるにすぎず、積極的な定義 合、の五つが挙げられている。しかしクシュニッツァー そしてこの両類型に区別できないものを「非有償行為 その例として1. 原状回復義務の履行、 履行行為や補助行為、2 財貨の交換をしない組 4.は 担

は理論的に不可能であり、「非有償行為」というカテゴ されていないことから、基準としての不完全さを指摘する ここに列挙されているものが、 有償・無償以外に第三のカテゴリー 必ずしも法律行為に限定 を認めること

行為を全て贈与のような無償契約と同視しうるか。

ではきわめて重要な意義を有する。

このように対価の存否は、

動機錯誤に基づく契約の取消

行っていない。

では対価の存在しない

(entgeltfremde Geschäft)」 概念を

(3)型とする無償「契約」と同視することへの批判にこのカテ今日では、対価の存在しない「行為」をすべて、贈与を典リーを作り出す必要は無いとする見解も見られる。しかし

②非有償行為の解釈基準

ゴリーの意義がある、と一般的に理解されている。

適用されるべき規定の決定方法に関しては、ルンメル及であると主張する。
(4)

方で無償出捐もされていない。そこで、動機錯誤無顧慮の方で無償出捐もされていない。そこで、動機錯誤無顧慮の方で無償出捐もされていない。そこで、動機錯誤無顧慮の所則に立ち返り、その上で各契約ごとに修正を加えるべきの別に立ち返り、その上で各契約ごとに修正を加えるべきの別に立ち返り、その上で各契約ごとに修正を加えるべきの別に立ち返り、その上で各契約ごとに修正を加えるべきの別に立ち返り、その上で各契約ごとに修正を加えるべきの別に立ち返り、対している。

しよう。

の意思によって決定されるとする。 世間が反対給付としての意義を有するかどうかは、当事者型ごとに目的論的修正を加えるべきであるとする。その際、の有無を判断の出発点とし、その後はじめて個別の行為類の意思によって決定されるとして、まず原則的に、対価の意思によって決定されるとする。

から双務契約である、と述べている。

この両者の見解は、ケルシュナーも述べているように、

できないので、ここでは担保行為に関してみていくことに但し非有償行為として列挙されたものをすべて扱うことはそこで具体的に、どのような判断がなされるのか検討する。準に判断していくことになる、という点では共通している。準に判断していくことになる、という点では共通している。

締結することにより債務者は信用を得ることができることのでは担保行為(Sicherungsgeschäft)の構造のては担保行為に関して第一三六九条はこれを「双務的担保行為に関して第一三六九条はこれを「双務的担保行為に関して第一三六九条の過程を対しての変化を表表して、これを「双務的担保行為に対する九〇一条の適用

のがあるとする。例えば、つまり金銭消費貸借と同時に担有償契約として扱うべきものと無償契約として扱うべきも言うと双務契約でも無償契約でもなく、担保契約の中にはこれに対して、ケルシュナーは、担保の設定は、厳密に

提供する場合や、保証の場合には(保証人は債権者から対るが、他方で、金利を引き下げることなく事後的に担保を保を設定する場合には、双務契約に類似する構造が見られ

(86)

価

(あるいはそれに類する利益) を得るわけではないか

かったことから、矛盾しているとはいえないとしている。 でいたのであり、上のような担保行為の構造は念頭に無理解されていたとしても、そこでは同時担保を念頭においしても、また、成立史をみてもほとんど双務契約であるとり、いかなる点でも無償契約であるとする。このことはら)、いかなる点でも無償契約であるとする。このことはら、いかなる点でも無償契約であるとする。このことは

②契約類型の特性に従った修正

軽減目的を重視し、ここでは事実の評価を誤ったことによるのが原則と言うことになる。しかし彼は、動機錯誤と締結さるのが原則と言うことになる。しかし彼は、動機錯誤である債務者の支払能力に関する錯誤は顧慮されない、としている。その理由は、保証契約の目的である債権者のリスクと位置づけられる。したがって本来は、動機錯誤と締結さこのようにケルシュナーによると、保証契約は無償契約

るリスクを誰に負わせるべきか、という観点から取消の可

者の支払能力のリスクは、保証人が負担し、その結果、こ者の支払能力のリスクは、保証人が負担し、その結果、こた観点から保証の目的と典型的な当事者意思に従い、債務否が検討されるべきであるからであるとしている。こうし

支払能力に関する錯誤ついては顧慮しないという立場をの目的である、債権者のリスク軽減を重視し、主債務者の述(1)で示された解釈方法に従い、保証契約という類型同様に理解することに関しても反対している。そして、前同様に理解することに関しても反対している。そして、前に関する錯誤は無顧慮とされるのである。(SI)

쯔

検討及び結語

とっている。

1. 検討

①錯誤対象の確定(1) 動機錯誤と有償・無償の区別

されている。それによると、動機が合意の原因となるか否象の確定の際に、有償・無償の区別を重視する見解が主張日本においてもフランスのコオズ論を参考にしつつ錯誤対日後に以上の結果と日本法の現状を比較しておきたい。

つまりオー

ない

限り、

顧慮されないとするのに対して、

おける原因関係そのものではない以上、

動機が条件とされ

日本における

先の見解では、

原因関係の背後にある等価性の判断にまで

るコオズと認めることができるとする。(62) 物を得るための契約を締結している以上、主観的意味での ては、「合意を決定した動機」であれば、 を得ようとする意図がそもそも存在しない無償契約におい る。他方、これに対して、 「給付の均衡」の顧慮こそが主要な動機に他ならないとす 経済的意味での 合意を基礎付け 「給付の均衡」

かについては、

有償契約の場合、主観的に評価された等価

あっても、 関係の背後にある事情に対する観念である動機に錯誤が 当事者が契約を締結するのは、 償契約に関しては、 断に取り込まれた動機が要素となる可能性が指摘されてい 釈論と比較すると、 のに錯誤が無ければ、 原因関係のためである、 ではオーストリア法の議論を比較してみよう。 動機は顧慮されないのである。 ・ストリア法との違いは、 錯誤の要素性判断の際には、 ツァイラーが明確に述べているように、 取消は認められない。 としていた。この原因関係そのも 有償契約における出捐間の 動機が有償契約に 日本の近時の解 つまり、 まず、 等価性判 原因 有

> 確定の問題に影響を与えている。 原因として顧慮されるべきものの範囲に違いが、 顧慮範囲を広げている。ここでは有償契約の本質の理解や 錯誤対象

②判断要素としての等価性

確認したとおりであり、 おいて給付の客観的不等価が重視される点は本稿の冒頭で 確認することが出た。日本においても、 上での客観的基準として認められていることは ここで客観的等価性が判断基準として重視される理由は、 の脱落の領域に関してであるが)、オーストリアにおいて これに対して、 客観的等価性が錯誤の重大性を判断 両者に重なる面が見られる。 等価的財産取引に (行為基礎 する

すいからである。 (5£) が多く、 錯誤により生じた結果の社会的重要性を認定しや 契約においては、

倖契約やその他の特別な事情が存在する場合(たとえば個

有償契約の本質から当然に導き出されるものではなく、

射

人的関係から混合贈与契約を締結する場合)を除いた有償

事実上一般的に等価交換が為される場合

2 無償契約

はあまり詳しく論じられていなかったが、 無償契約に関しては、 先に紹介した日本の学説において 有償契約と無償

見解と異なるところはない。

契約の違いからすると、

有償契約における出捐間の原因関

なものとした動機が原因となる。この点では近時の日本の る動機がすべて原因となるのではなく、契約締結を決定的 無償契約においては動機が即原因となる。ただし、 因であるが(したがって動機が原因になることはない)、 係に相当するものが、 つまり、 有償契約においては出捐そのものが互いの原 無償出捐とそれを決定した動機であ あらゆ

問題は日本では必ずしも詳細に検討されていたとは言えず、 誤の区別を心理学的基準に従って区別してきた。 動機そのものが契約の原因となるという構造からの帰結で は問題とされない、という原則が貫かれていた。これは、 ではこの点を区別し、 の区別は重要ではないことになる。しかし、 の信頼に求められていた。こうした観点からは有償・無償 動機錯誤が排除される根拠も顧慮される根拠も共に相手方 日本の判例及び従来の学説は、 無償契約における動機錯誤と相手方の信頼、 無償契約の場合には、 動機錯誤と表示行為の錯 相手方の信頼 オースト そして、 という リア

参考となる点ではないかと思われる。

$\frac{3}{3}$ 非有償契約

徴は、 対価が存在しないからといって、 しかし、婚姻契約や担保権設定契約、 るかという問題はきわめて重要な意義を有することになる。 すると、契約が有償契約か無償契約かのどちらに分類され の存否で法律行為の拘束力に差をつけるという考え方から 日本法とオーストリア法を比較した場合のもう一つの特 この「非有償契約」というカテゴリーである。 狭義の動機錯誤が存在す 保証契約のように、

誤信していた場合についてやはりこれを動機の錯誤として 誤とされないとする最判昭三二・一二・一九 権者と保証人との契約であり、 無効の主張を否定するものがある。 たって他にも連帯保証人がいる旨や物的担保が存在する旨 結したとしても、 人がある旨の債務者の言を誤信した結果連帯保証契約を締 一三号二二九九頁) や、 日本においては例えば保証契約に関して、 動機の錯誤であって、当然には動機の錯 またこの判例以前にも保証 主債務者に関する事情は単 いず れも保証契約は債 他に連帯保証 (民集一一 に 巻

が存在するが故に)この問題に取り組まざるを得なかった。

ものが存在する。

オーストリアでは、

(まさに第九○一条

れば直ちに契約を取消ないし無効にすることが妥当でない

対価

お

ては立場が分かれている。

これに対して、

オーストリアでは、

保証契約は「非有償

した判例の立場を支持していた。(54) 償契約としての性質は議論されてい なる動機に過ぎない、としている。ここでは保証契約の無 ない。 当初学説もこう

は保証契約の無償性が強調されている。しかし他方で、近る。こうした判例の立場を支持する学説が存在し、そこで(56) れるとした。そのほかにも数件こうした判例は知られていれるとした。そのほかにも数件こうした判例は知られてい 保証契約上の当然のリスクであり、 示されていたとしても、 との指摘も判例・学説で根強い。これは、(57) 効を認めては、 時においても債務者の資力に関する錯誤を理由に簡単に無 前提にしていたという事例について、要素の錯誤が認めら かにBも連帯保証人となる旨の説明がなされ、このことを のためにYとの間に連帯保証契約を締結する際に、 六・二一(金法一二六二号六六頁)では、 無効を認めるものが存在する。 ないとの判断ではないかと思われる。 しかし、近時の下級審判例では、 保証制度そのものの根幹を崩すことになる 主債務者の資力に関する錯誤は、 例えば、 錯誤による連帯保証の 九五条の要素にはあた このように判例に 大阪高判平二• Xが主債務者A たとえ動機が表 X の ほ

> 質から第九○一条第三文の適用は否定される、 与とは同視し得ない特殊なものと理解されていた。 な無償片務契約と同視しうる性質のものか否か更に検討す いた。今後は、 (58) 保証契約の無償契約性とリスク軽減機能の関係を処理して 保証契約は確かに無償契約ではあるが、 契約」と位置づけられるか、 保証の無償性・片務性が贈与などの典型的 あるいは無償契約の中でも贈 その契約類型の性 という形で そして

2. 今後の課

る必要があるだろう。

程度の意義しか認められてこなかった。これに対してオー えるものであることを明らかにした。 説明しており、このことが今日の日本にとっても示唆を与 ストリアでは両者の拘束力の違いから錯誤の対象の違いを る規定(たとえば売買の規定) 従来、 日本では有償契約と無償契約の区別は、 を決めるための基準という 適用され

た。 に なかった有償契約や無償契約という概念そのも しかし、こうした検討の過程で、 もう一度、こうした概念の本質や類型化などの検討が 若干の相違が生ずる可能性があることも明らかにな 従来、 疑いが持たれ Ō の理解 7

Ų

討されていなかった。

これに対してオーストリアでは、

忲

れに当てはまらない類型の判断方法については必ずしも検 償の区別を重視する見解が近時有力になりつつあるが、 必要なのではないかと思われる。今後の課題としたい。 またこれと関係して、日本では、錯誤をめぐり有償と無

ح

する必要があるのではないかと思われる。

契約の理論的類型と現実的類型の関係についても今後検討 しえた。こうした契約の拘束力を否定する場面における、 じた修正がなされる、という見解が有力であることを確認 価の有無がまず判断され、その上で各契約類型の目的に応

2 (1) 大判大三·一二·一五民録二〇輯一一〇一頁、 二九・一一・二六民集八巻一一号二〇八九頁等 判平一・九・一四 れていた (星野英一 「契約の成立 『民法演習Ⅳ られつつある。 る動機の表示をみとめており、 論)』(有斐閣・一九五八年) 一二頁)。 また判例において 以前から二元説と一元説の接近については指摘がなさ 協議離婚に伴う財産分与契約の錯誤無効が争われた最 本判決に関しては川勝隆之「動機の錯誤 (判夕七一八号七五頁)では、黙示によ 両説の実際上の違いは埋め (債権各 最判昭

最近の裁判例からみた―」『民事判例実務研究(第八巻)』

とを説く。

(判例タイムズ社・一九九二年)三頁及び一六頁が同様の

指摘を行っている。

4 (3) たとえば、野村豊弘「意思表示の錯誤」 無、当事者が専門家か否か、という要素も含まれる(前掲 閣・二〇〇三年)四二五頁 社・二〇〇二年)五〇頁、 『民法解釈学の展望』品川孝次先生古希記念論文集(信山 点について説明が見られないが、おそらく射倖契約のよう 川井・新版注民・四二五頁)。なお、なぜ「有償契約」で なものを除く有償契約という意味で、「等価的財産取引」 はなく「等価的財産取引」という表現を使うのか、という ○号(一九七六年)、 主観的要件にはさらに、 須田晟雄「動機錯誤の類型的考察_ (川井健執筆担当部分)がある。 『新版注釈民法(3)』(有斐 重過失の有無、説明義務の有 法協八五巻

(5) 有償契約に関しては、 その拡張理論(1)」NBL 四八二号(一九九一年)二四頁 錯誤によって当事者が想定していた等価性(主観的等価 有信「動機錯誤と等価性」法学論叢一三九巻五号(一九九 がフランス法のコーズ理論の観点から検討している。大中 が欠如することによって、要素の錯誤が認められるこ 四九頁は、動機が等価性の判断に取り込まれ、 森田宏樹「合意の瑕疵の構造と

という表現を使っているのではないかと思われる

(6) 性質錯誤は、それが取引に一般的な性質に関する場合には本質的錯誤とされ、第八七一条が適用される(OGH 10.12.1929(SZ 11/255)。商品の市場性や価値に関する錯誤は、動機の錯誤として、相手方による欺罔が存在した場誤は、動機の錯誤として、相手方による欺罔が存在した場誤は、動機の錯誤として、相手方による欺罔が存在した場合に限り取消が認められる(OGH 28.9.1950(SZ 23/272)OGH 30.11.1966(EvBI 1967/281)。給付間に特に重大な不のGH 30.11.1966(EvBI 1967/281)。給付間に特に重大な不のGH 30.11.1966(EvBI 1967/281)。給付間に関する場合とは本質の対象によって取消可能となる。

7

第九○一条には効果に関する文言がないが、 第八七一

条にしたがい取消とされている。

- (8) 第八七一条は、主要な物および本質的性質に関する錯誤について規定している。その錯誤が無かったならば行為誤について規定している。その錯誤について規定している。これはそれが無かったならばそのような形では契約をしなかったであろうという錯誤(error causam dans)という意味で本質的錯誤と呼ばれている。これに対して、第契約をしなかったであろうという錯誤(error incidens)という意味で非本質的錯誤と呼ばれている。なお、この規定では、契約の付随内容に錯誤が存在したとしても、契約の本質的内容に関して有効な合意が存在する限りは、契約の本質的内容に関して有効な合意が存在する限りは、契約の本質的内容に関して有効な合意が存在する限りは、契約の本質的内容に関して有効な合意が存在する限りは、契約の本質的内容に関して有効な合意が存在する限りは、契約の本質的内容に関して有効な合意が存在する限りは、契約に関する錯いの方式を表示している。
- (9) ABGB 第九〇一条の基礎となった原草案第三部第一章第三〇条では、現行第一文と第二文に該当する文言のみ存在したが(Jurius Ofner, Der Ur-Entwurf und die Beratungs-Pllotokolle des Österreichschen Allgemeinen Bürgerlichen Gesetzbuches. 1889, Bd, I, S, XCIL)、これに第三文(「無償行為の場合には草案第二部三六三条(現行第五七二条)の規定が適用される」)の追加をツァイラーが提案し、可決された(Ofner, a.a.O., Bd.II, S.18.)。しかし立法理由に関する議論は見られない(Ofner, a.a.O., Bd.II, S.388,u. Bd.II, S.18.)。
- (1) 「目的が明確に表示され、契約上の義務が明らかにこの目的を達成するための手段として位置づけられている」の目的を達成するための手段として位置づけられている」場合、という基準を立てている。例として、ある者が将来場合をあげている(Franz von Zeiller, Commentar überdas allgemeine bürgerliche Gesetzbuch für das gesamten Deutschen Erbländer der Oesterreichschen Monarchie, (以下 Zeiller Comm.) Bd.III, 1811, zu8901, S.85ff.)。
- Zeiller Comm., Bd.III, zu8901, S.86.

11

natürliche Privat-recht, 1819, (以下 Privat-recht) 8101, 有償契約であっても取消すことができる(Zeiller, Dasnatürliche Privat-recht) 8101,

の賠償を受けることができると、規定されている。

- o.150.)
- (3) Zeiller, Comm., Bd.III, zu 8901, S.86.; ders, Privat-recht, 899. S, 134.
- (4) ツァイラーは両者の共通性については述べていない。これについてニッペル(Franz xaver Nippel)は、無償契約と終意処分を「単なる気前のよさに基づく契約」であり「その形式において異なるのみである」として両者の共通点を指摘している(Erläuterung des allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuches für gesammten deutschen Länder der österreichschen Monarchie, mit besondere Berücksichtigung des practischen Bedürfnisses, (以下Nippel Comm.) Bd.VI, 1833, zu8901, S.113。
- (15) ニッペルはこの意思基礎を「原因(causa)」と呼んでいる Nippel Comm., Bd.VI, zu8901, S.115。
- (6) Zeiller Comm., Bd.III., zu8875, S.40.この信頼主義の背後には、後期自然法論の原因主義やツァイラーの表示主義がある。そして完全な信頼主義の体系の完成へと整備が進んだのは(ウンガーらの意思欠缺理論に基づく信頼主義に対する批判があったにもかかわらず)、一九一六年改正に対する批判があったにもかかわらず)、一九一六年改正に対する批判があったにもかかわらず)、一九一六年改正に対する批判があったにもかかわらず)、一九一六年改正に対する批判があったにもかかわらず)、一九一六年改正に対するとして一(一)~(三)完」北研第二一巻第三号(一九心として一(一)~(三)完」北研第二一巻第三号(一九心として一(一)~(三)完」北研第二一巻第三号(一九小のでは、一次に対している。

- 八六年)、第二二巻第三号(一九八七年)、第二三巻第三号
- (一九八八年)参照。
- (氧) Osker Pisko, in Kommentar zum Allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuch (Hrsg., Heinrich Klang 為上 Klang Komm.) Bd.II/2, 1934, zu8901, S.336ff.
- (18) なお、行為基礎脱落の効果に関しては取消ではなく第八七二条の類推により契約内容の調整とすべきであるとの批判も存在する(Attila Fenyves, Der Einfluß geänderte Verhältnisse auf Langzeitverträge, Gutachten für den 13.5JT Bd.II/1, 1997, 36ff.)。
- なかったことは、洗濯機売買契約を挫折させる、とした判(19) その他の判例として家に設置された送電線が十分では

とはならないとしている OGH 12.2.1970 (EvBl 1970/203)

OGH 17.3.1970 (EvBl 1971/2 = JBl 1970, 420)°

(社) ただし、土地の収穫力に関する錯誤については判断が(社) ただし、土地の収穫力に関する錯誤については判断がいる。錯誤取消否定例として OGH 12.11.1873 Nr. の期待を下回った事例。こうした売買は期待売買(Hoff-nungskauf)であり射倖契約であるとされている)。 他方の期待を下回った事例。こうした売買は期待売買(Hoff-nungskauf)であり射倖契約であるとされている)がある。

| 動機錯誤であるとした事例)。| 動機錯誤であるとした事例)。| 動機錯誤であるとした事例)。

- (22) 主観的等価性が要求されない理由は、当事者が個人的関係から目的物をあえて自己が評価する価格よりも安く 関係から目的物をあえて自己が評価する価格よりも安く にた場合、主観的等価性を有償契約の成立要件とするならば、有償契約は成立しないことになる。つまり、有償契約 締結を決定付けた動機が、経済的なものであるか、非経済的なものであるかは、契約の典型に影響を与えないのであるのであるかは、契約の典型に影響を与えないの(Paul Oertmann, Entgeltliche Geschäfte, München, 1912, S, 48)。
- とはできない。 付の代用給付とされており、取消権者の側から請求するこ付の代用給付とされており、取消権者の側から請求するこ付。の代質は不当利得給得返還義務を免れることができる。その性質は不当利得給。
- (천) Zeiller Comm., Bd.III,zu8934, S, 141f
- (氧) Joseph Max von Winiwarter, Das oesterreichsche bürgerliche Recht, Bd.IV, 1837, S.103f.
- (26) その根拠として九○一条が参照されている(Peter Bydlinski,Die Stellung der laesio enormis im Vertragsrecht, JBI 1983,413.)
- (27) プフェルシェは、錯誤と莫大損害の違いを要件・効果

- の両側面から検討し、両者の違いを強調する Emil Pfersche,Die Irrtumslehre des österreichschen Privatrechts, 1891, S, 111ff.
- (2) Franz Bydlinski, Privatautonomie und objective Grundlagen des verpflichtenden Rechtsgeschäft, 1967, S.103.Anm.201.
- 問題となる。詳しくは P. Bydlinski, a.a.O., 410ff.
- (ℜ) Koziol=Welser, Bürgerliches Recht, Bd.I, 11.Aufl. 2000, S.145f.
- (31) なおルンメルは無償契約に関しては、隠れた動機も顧されることから、前述の行為基礎論が活用される余地は虚されることから、前述の行為基礎論が活用される余地は
- (왕) Runnel, a.a.O., S.628,; ders, Rummel in, Kommentar zum Allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuch, Bd.I. 2000, (의논 Rummel Komm.) Rz 9, 8901.
- (\(\mathfrak{R}\)) OGH 10.1.1989 (JBI 1989, 446)
- に相手方の信頼保護に機能している面は認められるが、しる判例がある(OGH 21.2.1973(EvBl 1974/29))。たしか加担したと認められる場合には、取消は認められないとすが) なお、贈与者が自ら贈与の前提となった目的の挫折に

い。 かし相手方の認識可能性を要件として要求するものではな

- (\(\frac{1}{25}\)) Gschnitzer in, Klang Komm.IV/1, S.73
- (36) Armin Ehrenzweig, System des österreichsches Privatrecht, Bd.I/1, 1925, \$231 なおクシュニッツァーはこの原則を明示する規定として忘恩行為に基づく贈与の撤回の規定をあげている(Gschnitzer in Klang Komm.IV/1, S. 73.)。ケルシュナーもこの問題について論じているがこれらの見解に対しては批判的である(Ferdinand Kerschner, Die Irrtumsanfechtung beim insbesondere Unentgellichegeschäft, 1986, S.109u.124ff.)。
- (స్) Koziol=Welser, a.a.O.Bd.I, S.136
- (%) Gschnitzer, a.a.O., S.53
- (3) 婚姻契約・法律上の扶養義務等。扶養義務は、贈与の意図も対価も存在しないことが理由とされている。終意処分と定相続は、無償出捐ではあるが、贈与の意図に基づいて行うわけではなく無償契約にあたらないとする。第九〇一条第三文では無償行為を終意処分と同視するが、彼は、終意処分は無償行為ではなく非有償契約であるとする終意処分は無償行為ではなく非有償契約であるとする(Gschnitzer, a.a.O.S.54)。
- よって明確に双務契約として位置づけられており、原則と(40) なお担保契約は、オーストリアでは第一三六九条に

- zer, a.a.O.S.54.)。 zer, a.a.O.S.54.)。
- (4) Kerschner, a.a.O.S.97.
- (42) なおクルカは「無償」の内容を「恵与の意図(Liberalität)」の有無によって区別する。例えば無利息消費貸借を例に挙げ、貸主は恵与の意図(Liberalität)に基づき出捐を為す。これに対して、借主には返還義務が発生し、それに基づく出捐を為す。この出捐は対価が存在しないという意味では「無償」であるが、恵与の意図に基づくものでない以上、贈与などとは同視できないとしている(Ernst Kulka, Unentgeltlichegeschäft und Freigebigkeit, ÖJZ 1969, S.478.)。
- (4) この概念に反対していないルンメルやコツィオール=ヴェルザー (Rummel in, Rummel Komm. Rz 1 zu 8901.u Rz.29 zu 8859,; Koziol=Welser, a.a.O., S.102.) のほか、この概念に反対するケルシュナー (Kerschner, a.a.O.S.97.) もこうした意義を認める。
 (4) Rummel in, Rummel Komm. Rz 1 zu 8901. Koziol
- = Welser, a.a.O., S.102.
- (45) Koziol=Welser, a.a.O., S.102.

- (46) これは、 自己の出捐を相手に対する反対給付として観念しているこ 互いの出捐の原因となっていること、であるから、互いが とが必要となるからである(Kerschner, a.a.O., S.98.)。 有償契約の成立にとって必要なのは、互いの出捐が 先の等価性原理からの帰結でもある。という
- 認めている (Zeiller Comm, Bd.IV, 1813, zu 81369.)。 目的物に対し瑕疵担保の規定の適用(第九二一条以下)を 双務契約として理解している。ここからツァイラーは担保 うなものを、不完全双務契約と呼んでいたが、ツァイラー 用貸借のように、出捐に対して後に返還義務が発生するよ Zeiller Comm, Bd.IV, 1813,zu 81369.ローマ法では使 担保契約を不完全双務契約ではなく、売買同様、完全
- 48 う問題に関してクルカは、債権者のリスクの軽減を「出 なお、そもそも保証そのものが「出捐」なのか、とい と見ている(Kulka, a.a.O.S. 422)
- 49 第一三六九条との関係では第一三六九条第二文は、もっぱ 務契約を有償契約であると理解する旧八六四条を参照し、 と解釈されるべきであるといる。 は不完全双務契約の意味で、「双務契約」と規定している 対給付について論じられておらず、したがって同条第一文 ら担保債権者の義務が規定されているが、しかし決して反 はお Ehrenzweig, a.a.O, Bd.I/2,1934, S.454f. やせ、 双

- 50 Kerschner, a.a.O.S.101.
- 51 前掲・森田・二四頁以下。
- $\widehat{52}$ 前掲・森田・二六頁。

53

なお、契約の成立の認定に関するものであるが、これ

- りは経験則上是認できない事柄である」とするものがある る売買は、一般取引通念上首肯できる特段の事情の無い限 に関係する判例として、「時価と代金が著しく懸絶してい (最判昭三六・八・八民集一五巻七号二〇〇五頁)。
- $\widehat{54}$ 巻六号(一九五八年)一四六頁。 於保不二雄「保証債務の負担と要素の錯誤」民商三七
- 大阪地判昭六二・八・七(判タ六六九号一六四頁)等。

<u>55</u>

56

るものであるから、ある程度これらの者の利益を保護する 多くの場合に無償で保証あるいは担保提供を引き受けてい 九九〇年)五一六頁)。 村豊弘「連帯保証契約と要素の錯誤」金法一二七二号 の担保や保証人の存在、 うる」とし、錯誤対象として、 うな事情に関する錯誤も場合によっては要素の錯誤となり られることから、「危険の蓋然性の判断に影響を与えるよ りにも高かった場合には、保証しなかったことも十分考え 必要がある」と述べ、債務者が無資力となる危険性があま 例えば、野村教授は「保証人あるいは物上保証人は、 主債務の額などをあげている(野 債務者の資力、信用力、 他

57 東京地判昭六二・四・一五(金法一二二五号三四頁)

(58) もちろん、締結された保証契約が、保証人にとって過

うした問題に関してまったく解決手段がなくなるわけでは ある。したがって錯誤による解決を否定したとしても、こ られる場合には、公序良俗違反として無効となる可能性が 度の負担となる場合や契約締結に至る事情に不当性が認め ないと思われる。 二〇〇五年 九 月 九 日をへて掲載決定二〇〇五年 八 月一〇日受稿

(一橋大学大学院博士課程)